OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	非国際的武力紛争における戦争犯罪概念　ーその拡大の意義ー
Author(s)	松山, 沙織
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69283
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名	（　松山　沙織　）
論文題名	非国際的武力紛争における戦争犯罪概念 ―その拡大の意義―

論文内容の要旨

国際法上、ジュネーヴ諸条約共通第3条や第2追加議定書といった非国際的武力紛争における暴力行為を規律する武力紛争法の規則はあるものの、それらの武力紛争法違反があった場合の履行確保の手段としての戦争犯罪処罰は、伝統的には観念されてこなかった。第2追加議定書の一部規定を除き、非国際的武力紛争における行為を規律するのは基本的にはジュネーヴ法であり、それらの内容は基本的に国内法と重複しているためである。内戦当事国の正当政府にとっては反徒側の暴力は国内法違反を構成し、その違反者を取り締まり処罰することが、国際法の履行確保ともなってきたからである。

そのように、非国際的武力紛争には馴染まないものと考えられてきた戦争犯罪処罰が、冷戦終了後のアドホック国際刑事裁判所において開始された。旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）およびルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）が管轄の対象とする武力紛争は、国家の分離や独立を目的とする、あるいは政権奪取を伴う大規模な国家崩壊型の大規模な非国際的武力紛争であった。そのような状況では、国内法執行に相乗りする形での武力紛争法の履行確保がもはやかなわなくなった。非国際的武力紛争における武力紛争法違反について、アドホック国際的刑事裁判所において処罰を行うために、そのような違反を戦争犯罪として処罰する試みが開始された。こうして従来国内法に委ねてきた武力紛争法違反の処罰の役目を国際的刑事裁判所が初めて担うようになった。このようなアドホック国際的刑事裁判所における処罰においては、限定的なケースで戦闘の方法および手段に関する違反も問われたものの、基本的には共通第3条や第2追加議定書のそれぞれの枠組みを崩すことなく、その違反の個人責任の追及が行われた。したがって、アドホック国際的刑事裁判所における非国際的武力紛争における戦争犯罪とは、従来の武力紛争法の全体構造に大きく影響を与えるものではなかった。

このようなアドホック国際刑事裁判所における実行を基礎に、国際刑事裁判所（ICC）規程において、非国際的武力紛争における戦争犯罪処罰規定が初めて明文化された。ICCは、アドホック国際刑事裁判所における処罰と異なり、時間的制約のない将来にわたって、条約の範囲内でどの国で発生した犯罪であれ処罰しうる裁判所であるため、非国際的武力紛争における戦争犯罪概念の定着が達成されたと評価できる。

他方で、ICCにおける戦争犯罪処罰においては、アドホック国際的刑事裁判所における戦争犯罪処罰を基礎としつつも、適用対象となる武力紛争の範囲、処罰対象行為、犯罪の客体、武力紛争と行為との関連性といった点で概念の拡大が生じている。まず、ICC規程の非国際的武力紛争における戦争犯罪規定自体が拡大要素を持つものである。ICC規程第8条2項(e)は、第2追加議定書や国際的武力紛争における戦争犯罪を規定するICC規程第8条2項(b)から多くの規定が導入された。その中には非国際的武力紛争にも適用されるハーグ法の存在の前提なくしては処罰されることの説明が困難な犯罪もあった。この点については、第8条2項(e)では国際的武力紛争における戦争犯罪との水平化が目指されているといえる。また、第8条2項(e)の適用される対象を定める第8条2項(f)を通じて、第8条2項(e)が適用される非国際的武力紛争の範囲を広くとることが(f)の規定文言上可能で、また近年の判例解釈でも、起草過程で適用が意図された第2追加議定書の適用対象に近い状況よりも、求められる烈度・組織性が相当下がっているといえる。したがって第8条2項(e)では、第2追加議定書の高い適用の敷居が事実上解消された形で、第2追加議定書にとどまらずハーグ法的なものも含めて多くの規則の違反が追及されうることとなった。しかしこのことは積極的処罰として国際刑事法上は歓迎されても、武力紛争法規範に立ち返ると、非国際的武力紛争における暴力の許容度上昇をもたらす効果を持つ。

他方、ICCにおける判例においても、非国際的武力紛争における戦争犯罪概念の拡大が指摘できる。例えば、その判決において犠牲者の範囲を従来の武力紛争法の想定よりも広範に認める判断がなされ、また戦争犯罪として性格づける要件の1つである武力紛争と行為との関連性について非常に緩やかに解釈される傾向にある。このような解釈を通じた戦争犯罪の犠牲者の範囲拡大は、非国際的武力紛争における戦争犯罪のセーフティーネット化ともいえ、ジュネーヴ法の想定する犠牲者範囲の再検討を迫るものといえるかもしれない。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　　名　（松山沙織）			
	（職）		氏　　名
論文審査担当者	主 査	教授	真山　全
	副 査	教授	村上正直
	副 査	准教授	和仁健太郎

論文審査の結果の要旨

１．検討対象分野・中心的論点

松山沙織学生提出博士論文「非国際的武力紛争における戦争犯罪概念―その拡大の意義―」は、1990年代以降顕著になってきた非国際的武力紛争における非人道的行為の戦争犯罪としての処罰の傾向を国際法の観点から評価し、そのような処罰が武力紛争法に与える影響を検討しようとするものである。

国際法の一分野に武力紛争法（国際人道法）があり、主に国際的武力紛争（国家間武力紛争等）を規律してきた。内戦のような非国際的武力紛争については、内乱を起こすことは国際法上違法ではないものの、正統政府の国内法による反徒の制圧と処罰を国際法は禁止しないから、主に国内法の問題と考えられてきた。そこでは、武力紛争法を遵守しても反徒はいずれにせよ国内法で罰せられるので、非国際的武力紛争を規律する武力紛争法規則はあまりなく、違反行為を国際法上の戦争犯罪として処罰する意味も特になかった。しかるに、1990年代半以降、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)やルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)が非国際的武力紛争における非人道的行為を戦争犯罪として処罰し、1998年採択の国際刑事裁判所(ICC)規程もそのような条項を設けた。

このように非国際的武力紛争における戦争犯罪の存在が国際的な刑事裁判所規程で明示され、実際に処罰が行われている。従来の武力紛争法体系からは観念しにくいとされながら戦争犯罪として処罰が行われつつあることが果たして武力紛争法の基本構造を崩さないまま説明できるのか、処罰実行の継続が武力紛争法にいかなる影響を与えるのかを検討するのが本論文の中心的な関心事である。

２．論文構成・概要

本論文は、序章、第I部から第III部の三部構成の本論、及び終章から構成される。序章は、非国際的武力紛争における戦争犯罪処罰の理論的困難性がいずれにあるか、そして、これまでの学説及び判例がその根本的な問題を必ずしも十分には認識していなかったことをいう。続く第I部「非国際的武力紛争をめぐる武力紛争法の基本構造」では、従来の武力紛争法が限定的ながら非国際的武力紛争規律のため設けていた規則群を歴史的展開に沿い三章に分けて概観している。すなわち、第１章「交戦団体承認」、第２章「1949年ジュネーヴ諸条約共通第３条」、及び第３章「1977年第２追加議定書」である。そこでは、正統政府による国内法秩序維持と矛盾しない限りで武力紛争法規則が存在したにすぎず、刑法の内乱罪等で処罰可能な反徒の行為を戦争犯罪として罰することもなかったことを確認する。

これが1990年代に入って変わり始めたことが第II部「非国際的武力紛争における戦争犯罪概念の出現」で分析されている。第４章「旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)」及び第５章「ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)」の二章からなるこの部では、ICTY/Rの規程と判例が検討され、非国際的武力紛争における戦争犯罪の史上初の大規模組織的処罰の実行が評価されている。そこでは、かかる処罰が可能となった要因として、国内司法制度が崩壊した状況で国際的な刑事裁判所が介入したという特殊事情、すなわち、戦争犯罪概念が国内法秩序維持と衝突する故に承認されにくいという事情がなかったことも認識されている。

第III部「非国際的武力紛争における戦争犯罪概念の定着と拡大」は、第６章「国際刑事裁判所規程における戦争犯罪概念」及び第７章「国際刑事裁判所判例における戦争犯罪処罰の展開」から構成され、ICCにおける処罰が分析されている。この部では、ICTY/Rの審理を契機に議論が開始された論点、つまり、非国際的武力紛争での戦争

犯罪の位置付けという中心的な問題や、さらに派生する諸問題、例えば非国際的武力紛争におけるいわゆるハーグ法違反の戦争犯罪としての処罰の意味が検討される。この他、新たな展開もここで指摘されている。まず、ICC規程では非国際的武力紛争が規程上二種に区分されているが、さらに判例上、反徒の組織性要件や暴力行為の烈度要件の解釈を通じ、管轄対象になりうる非国際的武力紛争の範囲をかなり広くとっていたことが指摘される。また、戦争犯罪の被害者に敵将兵文民のみならず味方将兵や文民も含むように拡張することで戦争犯罪として処罰可能な範囲を広げた点にも注目している。これらは確かにICTY/Rにはさほど見られなかった現象で、本論ではそれによってさらにもたらされる通常犯罪や人道に対する犯罪との区別といった理論上の問題点を提起する。

終章は、三部からなる本論の議論を総括し、非国際的武力紛争における戦争犯罪概念が定着してしまったことが武力紛争法履行確保にどのような影響を与えるかを論じている。そこではやはり武力紛争法構造との整合的説明が難しく、戦争犯罪処罰は行為規範としての武力紛争法の違反の履行確保措置ではなく、国際刑事法的にしか意味を持たなくなることを指摘している。

３．評価

非国際的武力紛争における非人道的行為を戦争犯罪として処罰することは、1990年代半のICTY/R設立以降、当たり前のように考えられてきた。不処罰免罪回避を目的とする国際刑事法からすればこれは前進といえるであろう。しかし、元々、武力紛争法違反でない行為を戦争犯罪として罰することになるなど武力紛争法履行確保からすれば理論的難点がある。武力紛争法体系と整合させることを可能とするような回答は依然与えられていないことを詳細な検討から本論文が示したことは大変重要である。

他方、正にその理論的問題点の説明の仕方について整理しなければならない箇所が少なくない。例えば、いわゆるハーグ法違反を非国際的武力紛争の戦争犯罪として処罰することの問題性と、ICCが処罰範囲を拡張したことから生じる問題は、武力紛争法構造への影響の仕方が相違するので分けて評価しなければならない。全体の展開についても修正を要する部分を残す。第I部は、正統政府その他の実体の行為規範の説明であり、確かにそれを前提に第II部以下で処罰規範が論じられるが、その関連性の説明に欠ける。このため、第I部と第II部の連結がうまくいっていない。また、非国際的武力紛争での戦争犯罪処罰の展開に関しては、ICTY/RよりもICCの果たした役割がより大きいと本論文は指摘するが、大きな転換をもたらしたのは、前者であるというのがより妥当な見方であろう。

こうした問題点はあるものの、総合的に評価して、非国際的武力紛争における戦争犯罪処罰をめぐる理論状況の検討やICCでの新たな展開の分析は、学界に貢献するところが大きく、本論文により博士（法学）の学位を授与することができると審査委員会は判断した。なお、剽窃点検ソフトを用いて本論文に剽窃がないことを確認した。

（了）